

伊奈町手話施策推進方針

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、広く普及していくことにより、手話を使用する町民が安心して日常生活を送ることが出来る環境を整え、互いに支え合い、助け合う地域社会を実現するため、次に掲げる施策を推進します。

1 手話の普及及びろう者に対する理解に関すること

(1) 基本的方針

一人でも多くの人に手話に関心をもってもらい、手話を身近なものにすることが大切です。手話を理解し親しむことで、ろう者をはじめとする聴覚障がい者に対する理解が深まります。町民が共に助け合い、支え合う社会に向け手話の普及啓発を図ります。

(2) 具体的取組み

- ・手話の会と連携協力し、手話の出前講座などの普及活動を進める。
- ・町民が手話に親しむことができるイベントを開催する。
- ・町民向けの手話言語条例パンフレットを作成し、全戸配布を行う。
- ・広報誌やホームページなどを活用し、手話の広報や簡単な手話の連載を行う。

2 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関すること

(1) 基本的方針

聴覚障がい者が日常生活や社会生活を営む中で、手話でコミュニケーションがとれることは安心感につながります。聴覚障がい者が安心して暮らせるよう、コミュニケーション手段として手話が使え環境づくりを進めます。

(2) 具体的取組み

- ・町内の事業者や医療機関に向けた手話普及啓発のリーフレットを配布する。
- ・役場窓口対応職員の手話研修会への参加に努める。

- ・耳マークの普及を進める。

3 学校教育の場等における手話に触れる機会の提供に関すること

(1) 基本的方針

子どもの頃から手話に親しむことは、子どもたちにとってとても大切なことです。子どもたちが手話を通じて、障がいのある方の気持ちを理解し、お互いを尊重する思いやりの心を育てることができます。子どもたちがいろいろな場面で手話に触れる機会を提供します。

(2) 具体的取組み

- ・市内の未就学児の通う小規模保育施設、保育園（所）、幼稚園で、手話に親しむ機会を提供する。
- ・市内の小・中学校において、子どもたちが手話に触れる機会を提供する。
- ・市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、聴覚障がい者との交流の機会を提供する。

4 手話通訳者の養成、確保その他の手話による意思疎通支援に関すること

(1) 基本的方針

聴覚障がい者が自ら情報を得るためには、コミュニケーションの支援を充実させることが必要です。日常生活に必要な様々な情報を得るため、手話通訳者の派遣などの充実に努めます。

(2) 具体的取組み

- ・手話通訳者を養成するため、社会福祉協議会と連携し、手話講習会を開催する。
- ・町での手話通訳者登録制度や派遣制度を検討する。
- ・県聴覚障害者協会と連携し、手話通訳者の派遣事業を進める。

5 その他町長が必要と認めること

(1) 基本的方針

高齢者が手話に興味をもち、身につけることは、新しい知識を覚えたり、手や指を動かしたりすることにより健康づくりや介護予防にもつながります。高齢者がいろいろな場で手話に触れる機会を提供します。

(2) 具体的取組み

- ・老人福祉センターやいきいきサロンなど高齢者が集う場で手話に触れる機会を提供する。
- ・介護通所事業所（デイサービス）に、利用者が手話に触れる機会を設けるよう協力を依頼する。

6 その他の事項

推進方針は、必要に応じて、見直しを行うものとする。